2026年9月1日

東京地方裁判所民事第50部合D係　御中

令和7年（ワ）第7441号 国家賠償請求事件

原告　柴田[redacted] 外３名

被告　国

原告ら訴訟代理人

弁護士	高野　隆	同	宮村啓太
同	谷口太規	同	井桁大介
同	趙　誠峰	同	吉田京子
同	亀石倫子	同	小林英晃
同	鵜飼裕未	同	戸田善恭
同	志塚永	同	馬淵未来
同	安藤光里	同	平岡百合
同	齋藤賢	同	南里俊毅

調査嘱託申立補充書

2026年7月9日付で申し立てた調査嘱託につき、被告の2026年8月21日付「調査嘱託申立てに対する意見書」に対して反論する。以下、被告の意見書と同じ略称を用いる。

１　調査を求め得る事項への該当性

被告は、本件各調査事項が「手元にある資料から容易に結果の得られるもの」ではないから「調査を求め得る事項に該当しない」と主張する。しかし、本件各調査事項は、最高裁判所事務総局の手元にある資料から容易に結果の得られるものである。

最高裁判所事務総局が公表している各年の司法統計年報には、「本年中に保釈を許可された人員」と「本年中に保釈を取り消された人員」に関する統計情報が、簡易裁判所、地方裁判所、高等裁判所及び最高裁判所の種別ごとに示されて

いる。したがって、最高裁判所事務総局の手元に、保釈許可及び保釈取消しに関する網羅的な統計データがあることは明らかである。

原告らが調査を求めているのは、

① 保釈中の被告人の罪名別の逃亡率

② 公訴事実と同一の前科・前歴を有する被告人と有しない被告人の各保釈中の逃亡率

③ 公訴事実と同種の前科・前歴を有する被告人と有しない被告人の各保釈中の逃亡率

④ 刑訴法89条3号該当性が認められた被告人と同号該当性が認められなかった被告人の各保釈中の逃亡率

であり、保釈許可及び保釈取消しに関する網羅的な統計データがあれば調査可能な事項である。

被告は、「野田宏・最高裁判所判例解説民事篇昭和45年度（上）27頁、高田裕成ほか編・注釈民事訴訟法第4巻161-162頁、門口正人編・民事証拠法大系第5巻141-142頁」を引用し、「調査を求め得る事項としては、報告に当たって主観を混入させるおそれのない客観的な事項であって、手元にある資料から容易に結果の得られるものに限られる」と主張するが、後二者の文献の記載は最高裁判例解説を脚注で引用して同旨の記載をするものにすぎない。

最高裁判例解説の上記趣旨の記載は、「（調査嘱託）の結果をそのまま証拠資料として、いわば簡易な証拠調をなしうる実質的な根拠が、報告者の公正さ、報告作成過程における確実性を期待しうる…ためであり、かつ、報告書面の『形式的証拠力を問題にする必要はないから』…である」ことを理由としている。最高裁判所事務総局の手元にあるデータに基づいて上記①ないし④の「逃亡率」を報告する過程には、主観が混入するおそれはなく、報告者の公正さや報告作成過程における確実性を期待することができる。したがって、本件各調査事項は「報告に当たって主観を混入させるおそれのない客観的な事項であって、手元にある資料から容易に結果の得られるもの」であり、民訴法186条により調査を求め得る事項に該当する。

２　調査嘱託の必要性

調査嘱託の必要性は申立書2頁に記載したとおりであり、刑訴法89条1号及び同条3号の合憲性に関する被告の主張に根拠がないことを明らかにするため調査嘱託が必要である。

被告は、乙5号証及び乙17号証を提出しているから調査嘱託の必要性がないと主張するが、いずれの書証も実証的根拠のない文献にすぎず、調査嘱託による証拠調べの必要性を否定し得るものではない。

被告は、原告ら準備書面(10)に対して、保釈支援協会及び全弁協のデータが原告らの立証命題を立証するものとして不十分であるとする反論や（被告準備書面(4)・28頁）、「科せられる刑が重くなるほど、罪責を免れるために逃亡するおそれが高くなる」などとする証拠に基づかない反論をしている（同24-25頁）。こうした被告の反論については今後提出する書面で詳細に再反論をするが、被告の反論を踏まえるといっそう、網羅的かつ客観的なデータを調査嘱託によって得た上で、刑訴法89条１号及び同条3号の合憲性を審査する必要がある。

以上